



■平成30年12月5日～12月21日、12月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
 なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問（12月会議）

教職員の長時間労働に関する働き方改革について

京都府は、教職員の働き改革の実現に向けた総合的な取り組みを開始している。教員を対象とした勤務実態調査では「過労死ラインの月80時間以上残業している教員」は全国と比較して相当多く、その「長時間勤務の是正は一刻の猶予も許されない深刻な状況にある。」と明記されている。また、中央教育審議会の緊急提言で、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況にあり、教育の質の確保・向上の観点からも、改革を早急に進める必要がある。「今できることは直ちに行う」としている。

質問1: 本町の小中学校に勤務する教職員の超過勤務の実態について問う。

- 答弁: ①平均超過勤務時間数は、
 小学校約77時間、中学校約96時間。
 ②最高超過勤務時間数は、
 小学校161時間、中学校212時間。
 ③「過労死ラインの月80時間」を超える割合は、小学校50%、中学校64%。
 ④本町の数値は、おおむね国や京都府と同じ傾向にある。

●出退勤システムが30年2学期より導入された。
 各数値はその直近の10月のデータによる。

質問2: 長時間勤務解消に対する各セクションの取り組みについて

- 答弁: ①教育委員会の取り組みは、
 ・出退勤システムの導入や部活動指導員の配置。
 ・部活動指針を作成し、週2日休みの設定、適正な時間を示し、負担軽減に取り組む。
 ・各種事業、学校行事の精査、見直し検討。
 ②校長など管理職の取り組みは、
 ・学校行事の精選、校内研修・会議の回数削減。
 ・ノー残業デー、ノー宿題デーの取り組み。
 ③教職員の取り組みは、
 ・教材づくりの分担や共有化、職員会議のペーパーレス化やスリム化、通知表の総合所見の廃止。
 ④保護者や地域への協力に対する取り組みは、
 ・PTAの学校行事への協力や地域の方々による体験活動や環境整備、授業支援や登下校時の見守りなど、教員の負担軽減につながっている。

働き方改革



質問3: 人的支援など、各業務の軽減策の考え方は？

- 答弁:
 ①業務改善に関するアドバイザーの配置は現在されていない。
 ②教員の事務作業等の補助は、事務職員以外に事務を補助する人はいない。
 ③部活動指導員は、技術指導を行う外部指導者を3中学に配置している。
 さらに、大会の引率も行える指導員を配置予定。
 ④小学校の専門教育の要員配置は、していない。
 外国語は指導助手の活用を行っている。
 ⑤給食費などの徴収金の徴収、管理からの開放策については、大きな負担となっていないので徴収方法の変更は考えていない。

質問5: 「学校以外が担う業務、教師が担う必要のない業務、教師の業務で負担軽減すべき業務」を精査して、教師が業務に専念できる意識改革の取り組みは？

- 答弁:
 ①教育委員会で安全性委員会を立ち上げている。産業医、校長、教職員、管理職で構成し、働き方改革の取り組みを進めている。
 また、教職員の意識改革についても取り組みも進めていく。

質問4: 教職員には、超勤4項目以外は超勤命令できない。教育委員会としてどう考えるか？

- 答弁:
 ①授業の準備や研究、行事に絡む準備、突発的な相談・指導は先生方の努力によるが残業の対象にならない。
 ②行事の精選、会議、研修なども検討して、できるだけ先生方に本来の授業研究の時間がしっかりとれて、早く帰れるような取り組みを続けていきたい。
 ●超勤4項目とは、校外学習、修学旅行、職員会議、非常災害の4項目に限り手当が支給される。
 ●教職員に残業、休日出勤手当はない。

質問6: 新教育長として今後どう進めていくか、考えは？

- 答弁: ①新しい時代を見つめた教育改革が進められる。働き方改革がないと実現不可能となる。
 ②仕事を減らすこと、オフィスとしての職員室のオートメーション化、行政として学校や教員への支援の3本柱で取り組みたい。

議会だより (つづき 1)

空き家対策について

質問1:本町における空き家の調査で、相当数の空き家が実在、さらに増加傾向にある。空き家の増加防止対策に、多面的に相談できる相談窓口の開設を提案する。

答弁:①空き家実態調査の結果、空き家等と判断した件数は、248件あった。
②本町の窓口対応状況は、消防本部をはじめ、関係各課で情報の共有化を図っている。
・相談があった場合、無料相談窓口の京都府建築士会を紹介している。
③現時点で、相談窓口を新たに設けることは考えていない。



質問2:相談窓口は、単に他の機関の紹介でなく、行政として相談に乗り、知恵を貸す対応が必要ではないか？

答弁:①空き家の苦情の窓口は、消防本部に一本化している。
②法にかかわる部分は、都市計画課がしている。
③質問の内容について、今後、関係課で調整し進めていく。

健康対策のための禁煙について



喫煙防止について具体的行動計画を掲げ、町民の健康増進を積極的に進める精華町。いま、周辺に迷惑をかけ、人の健康を害する受動喫煙対策を率先して進める必要が求められる。世の中の趨勢も特に受動喫煙に厳しいものがある。

質問1:町建物・敷地内での禁煙を実施する時期である。町長の見解を問う。

答弁:①喫煙専用室のみの喫煙を徹底し、受動喫煙を防止する方策を講じていく。

質問2:北玄関にある喫煙ルーム、ルーム外で吸う人、扉を開けたまま吸う人もあり、喫煙マナーを守ることの指導をきちんとしていただきたい。

答弁:①来庁者から、そういう住民の声が寄せられているのは事実です。
全職員にルールを守るよう周知徹底をしている。

■ある小学校教員の1日のタイムスケジュールを聞きました。…勤務の実態(要約)

- ①朝7時過ぎに学校到着、早速授業の準備。
- ②8時に子供たちの登校、8時50分から1~4時限の授業。
- ③12時25分より給食時間。配膳の手伝いや食事の見守り、食事の苦手な子の指導
自分も10分そこそこに食事をかき込む。食べたらかどものお相手をする。
- ④13時25分頃から、掃除の時間。5時限目終わると終わりの会と下校指導。
- ⑤放課後は、下校の見回りとか保護者への連絡。
学校の状況やけがや体調不良など、連絡事項の調整。児童の様子や記録など。
いじめがあると、その対応に頭から離れない状況が続く。
行事があるとその手伝いや打ち合わせ・会議があったりなど18時ごろまでいろいろある。
この間休憩時間は消化する暇がない。用事のないとき(ない人)は18時過ぎに帰宅
- ⑥19時半ぐらいから成績処理や教育教材の研究。行事が重なったり、成績をつける時期は、22時、23時が1週間程度続く。
- 普通の日でも朝1時間、放課後4~5時間は超勤している状況で20日勤務で100時間の超勤になっている。これが現実とのこと。<教員は、これらの時間に超勤手当はつきません。>



1. 教員の長時間勤務の実態、そして超勤手当がないことはあまり知られていない。「教師が担う必要のない業務」という視点で端的にとらまえ改革を進めるべき。あわせて、もっと保護者の理解や地域の協力を得る取り組みをすべきだ。
2. 教育委員会としても実態は認識されており、喫緊の課題として予算措置の絡むものもあり、管轄の府教育委員会にもきちんと意見具申し込みたい。
3. 新教育長の新しい観点、行動力、パワーで一致団結して教員を救う改革に取り組んでいただきたい。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301

Eメール seigo722@balloon.ne.jp

ホームページ http://www.balloon.ne.jp/seigo722/